

熊本県立天草拓心高等学校文化部活動に係る活動方針

令和8年4月1日

1 本校の文化部活動

本 度 校 舎：吹奏楽部、商業研究部、郷土芸能部、家庭（礼法・被服）部、文芸（イラスト・演劇）部、食物同好会、ボランティア愛好会、書道クラブ、SBP部
マリン校舎：情報文化部、アクアサイエンス部、生活ボランティア部、商業研究同好会

2 目標

- (1) 文化部活動の活動を通じ、精神的、身体的、技術的な向上を目指し、チームまたは個人の総合的な資質を高めること
- (2) 文化部活動の活動を通じ、部活動の活性化のみならず、その他の学校活動全体を活気あふれるものとする

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

- ア 1週間の練習日は、5日以内とする。このうち、課業日（月曜～金曜）のうち1日は完全休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加、合同練習等で活動し休養日を設定できない場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期考査の1週間前からは、練習を中止とする。ただし、大会の1カ月前等で定期考査期間活動願を提出した部活動に限り、1時間程度の活動を認める。
- ウ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、練習しないこととする。

(2) 練習時間

- ア 平日は長くとも2時間程度（学期中の週末も含む）、休業日は3時間30分程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

| | |
|-------------|-------|
| 平日（3月～10月） | 19：30 |
| 平日（11月～2月） | 19：00 |
| 休業日及び長期休業期間 | 17：00 |

(4) 共通の休養日

- ア 課業日（月曜～金曜）のうち1日を設定する。（基本は水曜日）
- イ 定期試験前後の一定期間は休養日とする。（基本は考査1週間前から考査期間）
- ウ その他
夏季学校閉庁日
冬季学校閉庁日

(5) 上記（1）及び（2）の基準を超えた練習日・練習時間

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 合同練習、合宿等

合同練習や合宿等の実施にあたっては、文化部顧問が合同練習は3日前、合宿等は1週間前までに、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した合同練習・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 大会への参加

大会への参加は、高文連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、文化部顧問が1週間前までに起案し校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合もそれと同時に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した生徒引率計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 文化部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 代替わりの時期に部長会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

ア 文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。